

平成 2 1 年 6 月 2 日

平成 2 1 年第 2 回 岬町議会定例会

第 1 日 会議録

平成21年第2回(6月)岬町議会定例会第1日会議録

平成21年6月2日(火)午前10時00分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 3 名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	教 育 長 田 中 繁 樹
総 務 部 長 中 口 守 可	総 務 部 理 事 時 岡 貢
企 画 部 長 笠 間 光 弘	企 画 部 理 事 谷 下 泰 久
住 民 部 長 白 井 保 二	住 民 部 理 事 南 康 明
福 祉 部 長 芦 田 貴志雄	事 業 部 長 兼 直 轄 理 事 松 永 英 三
上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜	会 計 管 理 者 兼 理 事 淵 原 義 仁
教 育 部 長 古 谷 清	総 務 部 総 務 法 制 課 長 中 田 道 徳
総 務 部 行 財 政 改 革 課 長 四 至 本 直 秀	総 務 部 危 機 管 理 課 長 亀 崎 義 夫
事 業 部 事 業 課 長 家 永 淳	

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長 大 山 鐵 男
兼 議 会 係 長

会 期

平成21年6月2日から19日(18日間)

会議録署名議員

14番 小 川 日出夫 15番 竹 内 邦 博

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時00分 開会)

谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第2回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は14名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

谷本 貢議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。14番小川日出夫君、15番竹内邦博君、以上の2名の方をお願いします。

谷本 貢議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月2日から19日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月2日から19日までの18日間と決定しました。

谷本 貢議長 今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められていますので、これを許可します。町長、石田正弘君。

石田町長 おはようございます。

6月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

大阪府内の高等学校もすべて通常どおりの学業に戻ることになりました。今回の新型インフルエンザの1件は、まずは峠を越えたかのように思われますが、ただ各地で経済活動等にまだ色

濃く影響が残っていることは、我々行政としても危惧するところでございます。幸い、現在まで本町での感染者の報告はございませんが、今回のこの経験を活かして、今後十分に対応をしてまいりたいと考えております。

また、先月29日には国の補正予算が確定いたしまして、15兆円に及ぶ大きな補正予算が組まれているところでございますが、既に事務レベルにおきましては、さまざまな情報がおりてきております。こういった情報を的確にキャッチして、岬町の住民の皆様のための施策を打てるよう、これからも努力してまいる所存でございます。

さて、本定例会にご提案いたしております議案は、専決処分の承認を求める件として、平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1次）及び平成21年度岬町老人保健特別会計補正予算（第1次）の2件、そしてまた、平成21年度岬町一般会計補正予算（第1次）などの補正予算が5件でございます。事件案件といたしましては、新たに生じた土地の確認の件及び町の区域の変更の件の2件、そして、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する件など、条例の一部改正が3件、報告案件といたしまして、平成20年度一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件及び平成20年度後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件の2件でございます。以上の12議案と報告が2件であります。どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

また、私の町長としての1期目の任期がことし10月に終了いたします。前回は、わずか6カ月の議員経験だけで、全く行政のことがわからないままの出馬でございました。実際、現実の行政事務とのギャップに戸惑いも覚えたのは事実でございますが、しかし、この3年数カ月の間、多くの経験もさせていただき、また勉強も積ませていただいた中で、岬町の次の4年間のかじ取りを本町を転覆させることなく行っていく自信もつけてまいりました。今後、この岬町のかじ取りをすべく2期目の挑戦をさせていただきたいと、僭越でございますが、6月定例会の場をおかりいたしまして意思表示をさせていただき、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

谷本 貢議長 日程3、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、竹内邦博君。

竹内邦博 おはようございます。議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

本題の岬町におけるデジタル・ディバイド解消。デジタル・ディバイドとは、一般に情報通信技術、いわゆるインターネットですね。恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差をいうことで、通常、情報格差と訳されております。

それでは、質問させていただきます。

皆様も毎日、何げなく利用されている携帯電話の件ですが、現在、大阪府下で電波の通じない地域がほとんどありません。どんなところへ車で行っても、携帯電話を使用することができることだと思います。

しかし、岬町内で使用できない地域があります。それは、多奈川、西畑の2地区です。最近、淡輪別所地区にauですね、KDDI、畑地区にdocomo、NTTがアンテナを設置いたしました。残るは、西畑地区だけとなっております。

私の聞いたところでは、1基大体3,000万円から、山の上へ設置すると6,000万円程度かかるということで、採算ベースに乗らないところには設置をしないというのが各メーカーの言い分であります。ただし、交通量が一定の基準を満たしておれば、設置可ということをお聞きしております。

私が西畑地区の方から相談を受けましたのは、今から約2年前のことと記憶しております。そのときは、ただ携帯電話が使えなく不便なので何とかならないかという相談でありましたが、私のほうで各メーカーに問い合わせをしたところ、先ほど言ったように、余り利用価値がないと、採算ベースに乗らないという返事が返ってまいりました。その旨を住民に話したところ、そのままになっておりましたが、ことし2月初めに2度目の相談に来られ、どうしても電波が届くようにしてほしい、そのためには住民とすれば何をすればいいのかということでした。

そのとき、ちょうど岬町淡輪ですね、別所地区で基地局の工事をしておりましたので、別所地区の防犯委員の籠谷様に相談をし、2月4日に工事現場に行き、KDDIの担当の方と話し合っ、いろいろな話を聞かせてもらい、後日、役場のほうに出向いてこられるとのことでしたので、2月20日にKDDIの担当者の方から、現在、岬町地区では基地局の建設の予定が全くないということでしたが、何とかできないものかと話をすれば、3月の17日に役場へ足を運んでいただき、西畑地区の関係者、行政の担当者の方といろいろとお話を聞かせていただきました。

そのとき、KDDIさんからの資料をいただいたところ、過疎地、辺地、離島、山村等であれば、国の補助ができるということでした。補助率は国が2分の1、自治体が3分の1、業者が6分の1ということでした。その資料をもとに、行政の担当の方でいろいろと調査していただいた

結果、大阪府内で過疎地、辺地という適合する場所がないということが判明いたしました。

そこで、私が思うのには、過疎は過疎でも電波の過疎、辺地というのではないのかと。そういうことを思いました。その点、岬町の町長のほうでは、この件に関してどういうふうを考えているのかお聞かせください。

谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 竹内議員のご質問にお答えいたします。

携帯電話サービスの話でございますけれども、1社も提供されていない地域を不感地域とっております。この不感地域の解消につきましては、岬町内の地域の実態を把握して取り組んでおるところでございます。

携帯電話のエリアの整備は、民間主導を原則としておりまして、携帯電話会社がアンテナ局を設置することで解決されるというものでございます。議員ご指摘のとおり、岬町は過疎地域でもなく辺地でもなく、それに該当しないことから、条件不利地域ではありませんので、国庫補助事業の活用が非常に困難な状況でございます。

西畑地域は、里山に囲まれた緑豊かな場所でございます。日常生活におきましても、和歌山市がすぐ隣でございますので、ショッピングセンターや総合病院なども近く、買い物や医療におきましても快適で利便性の高い生活ができている地域でございます。有線のブロードバンドの対象地域でもありますし、高速インターネットの環境も整っているところでございます。

ただ、携帯電話につきましては、先ほどからご指摘いただいておりますように、残念ながら岬町内で唯一の不感地域になっております。岬町では、東畑地域と淡輪13区、畑でございますけれども、前は不感地域でございましたけれども、東畑のほうは平成19年6月、それから淡輪13区、畑は、平成21年4月に携帯電話会社がアンテナ局を設置いたしているところでございます。

どちらも小規模世帯地域ですので、携帯電話会社によりますと、採算がなかなか合わない地域ということでございましたけれども、東畑では和歌山の通過交通の関係、それから淡輪畑では飯盛登山へのハイキングコースというようなことで、交流人口の要素が携帯電話会社の今回のエリア整備につながったものではないかというふうに考えております。

西畑地域は、携帯電話が繋がらないということから、平成19年に町長と各区長が共同いたしまして、携帯電話会社に基地局等の設置をお願いしてまいりました。また、竹内議員におかれましても、いろいろとご尽力をいただいていると聞いております。

議員ご指摘のとおり、西畑地域は条件不利地域ではないということでございますので、国の鉄塔施設整備支援事業の活用が困難であったということから、不感地域の解消には至っておりませ

ん。しかし、今後とも地域の方々と協議いたしまして、交流人口の確保など、携帯電話会社がアンテナ局を設置できますようにインセンティブについて検討し、携帯電話の地域間格差の解消に向けて、引き続き対応していきたいと思えます。

谷本 貢議長 竹内邦博君。

竹内邦博 ありがとうございます。大体、返ってくる答えというものは予想どおりです。

なぜ、私がここまでこの件にこだわるのかといえば、西畑地区におる子どもですね。子どもが電波が届かないということで心を痛めているという話もお聞きいたしました。それは、ただ都会に住んでおれば、電波の届かない過疎の地はまちが静かていいなと思われがちなんですけれども、そこで生活されている住民、またお子様にとっては、いかにその携帯電話が必要であるのかというのをわかっていただきたいと思えます。まして子どもさんにとっては、友達とのメールもできない、また話もできない。こんな悩み、皆さんにわかっていただきたいと思えます。

それと、少し前になりますけれども、和歌山方面からトラックが西畑に直進し、道路から脱輪しました。ほとんど住民の方が和歌山へ行くことができません。そのとき携帯電話が使えず、最寄の民家より警察に通報し、警察が来ても警察の無線も使えない、携帯も使えないということで、時間がかかり、住民に多大な迷惑をかけたということも聞き及んでおります。

このような電波過疎地区、辺地であっても、行政のほうとしては黙って見ているのではなく、やはり近畿通信局等への働きかけをお願いしたいと思えます。

また、最後になりましたが、いつ起きるかわからない東南海地震ですね。それに備えて、電波の準備、それも整えていただきたいと。その辺のことも少しお聞かせ願いたいと思えます。

谷本 貢議長 企画部長、笠間光弘君。

笠間企画部長 竹内議員の再質問にお答えいたしたいというふうに思えます。

携帯電話は、いまや固定電話と同じぐらい日常生活に深く浸透していると思えます。また、災害時や緊急時の通信手段としても重要な役割を担っております。世帯数の極めて少ない集落等は、携帯電話会社の採算上の問題から、依然として不感地域として残されております。西畑地域の携帯電話の地域間格差の解消は、岬町にとりましても切実な問題であるというふうに認識しております。

大阪府内では、近隣では泉南市、それから岸和田市の一部など約20カ所不感地域がございます。携帯電話の不感エリアの現況調査は、近畿総合通信局からの依頼によりまして岬町のほうでも実施してきた経緯もございます。近畿総合通信局と情報交換を行いまして、不感地域の解消について取り組んでおります。近畿総合通信局の管轄であります総務省は、昨年6月にデジタル・

ディバイド解消戦略を作成し、地域間格差の解消に向けた政策展開をするという方向を示しております。

西畑地域は現在、約50世帯でございます。ただ、条件不利地域に該当しないこと、それから高速インターネットの対象地域であるということでございますので、先ほどから何度も議員のほうも言っていますように、なかなかその補助制度の活用は困難な状況ということは知っていただいていると思います。岬町といたしましても、条件不利地域でなくても補助制度が活用しやすい制度への見直しということも近畿総合通信局へ要請してまいりたいというふうに考えております。

次に、東南海地震のこともご指摘いただきました。いつ発生するかわからない東南海地震に備えて、情報等の伝達でございますけれども、昨年6月の岩手・宮城内陸地震では、道路が寸断され、山間部の集落が数多く孤立化し、住民の救出に手間取った。また、電話が不通になって被害状況が伝えられなかった。いろいろな事実が明らかになっております。

岬町におきましても他人事ではなく、近い将来必ず発生すると危惧されております東南海地震の対策について、議員ご指摘のとおり、集落の孤立化については以前から地元と協議を進めまして、平成17年9月に自分たちの身は自分たちで守る、それを基本に自主防災組織が設置され、毎年、災害発生時に備えての防災訓練の実施、例えば情報伝達訓練、炊き出し訓練等、水、食糧の備蓄など、孤立化の防止に向けて、地元の皆さん、それから消防の方、行政が一丸となって取り組んでいる状況でございます。

情報伝達方法では、災害時に消防無線の活用。地元の方々と消防団員数名がアマチュア無線を所有されております。いざというときには、送受信で協力していただけるということも確認しているところでございます。また、地元での活動で消防団員、現在は1名になっておるそうでございます。その加入についても促進を促している状況でございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

谷本 貢議長 竹内邦博君。

竹内邦博 いろいろと部長のほうから、ありがとうございました。

私が最後に言っておきたいのは、なるべく早い時期に、住民のほうもそうですけれども、行政も一体になって、一日でも早く電波の届く地域にしていきたいと思います。これは要望としておきますので。どうもありがとうございました。

谷本 貢議長 竹内邦博君の質問が終わりました。

次に、田代 堯君。

田代 堯議員 おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、私、田代 堯が一般質問を行います。

前回から一問一答方式ですので、いろいろとちぐはぐなことになろうかと思いますが、その点はお容赦賜りたいとこのように思います。

今回、一般質問の通告を出しておりますのは4点ございます。1点は今後の財政に関するビジョンについて、2点目は超過税率に関する今後の対応について、さらに3点目は指定管理者制度のあり方について、そして4点目は公文書の意義について質問をいたします。

先ほど、竹内議員から西畑の電波障害による携帯電話のアンテナの設置について質問されております。まさに竹内議員のおっしゃるとおりだと思いますので、私も質問をする前に、このことについては防災面、いろんな災害面において、町長におかれましては、ひとつ最善の努力を尽くしてもらいたいということをおもってお願いをしておきます。

最初に、今回の質問の内容は、今後の岬町財政に関するビジョンについてであります。現在の財政状況はどのようになっているのか。平成20年度の出納閉鎖も完全に終わっております。平成21年度の予算執行も、はや3カ月を迎える6月の定例会のときでもあります。

まず、平成20年度の予算執行において定められている財政運営計画と、その整合についてどのようにしているかお尋ねいたします。まず、それが1点目でございます。

谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

町長、石田正弘君。

石田町長 それでは、お答えさせていただきます。

20年度の見込みでございますが、まだ速報という形になろうかと思うんですけれども、当初の見込みよりも少しいい形になっているのかなと思っております。

まずは、収支の中では約6,000万円程度の黒字という形と、それと約1億3,000万円に及ぶかなと思うんですけれども、基金のほうの積み立てという形に執行しているのかなと思っております。これは我々、予算をきっちり組み上げて、それをきっちり執行するのが本来でございますけれども、ただいろんな入札の落札減とかもございまして、今回の当初見込みよりもよかったです。それとまた、大阪府のほうからの振興補助金の決定もございました。これも予定よりとれますか、昨年度よりも少し多くの振興補助金をいただけているということ等がこういった決算見込みのプラス要因になったのかなという判断をいたしております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 今、町長の答弁では、約6,000万円程度の黒字決算になるかなと、基金のほうは約1億3,000万円ほど積み立てできるかなということの説明でありましたけれども、そこでお尋ねしますけれども、町長は自主財源の確保について、これは当時のことですが、土地を有効利用して町の財源を図る、さらには滞納金が約2億円程度あると、それらを含めて、今後それを完全に増収を図って町財源に充てるんだと、このような説明等を各地区でやっておられますけれども、現在、私を感じる限り、非常にこの3年間、自主財源の確保が難しかったかなとこのように思うんですが、その点、町長はどのようにお考えですか。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 確かに、自主財源の確保というところで、まず町有地の有効活用という点がございました。この辺につきましては、議員ご指摘のとおり、なかなか思うような結果にはなっていないかなという気がいたしております。

その主な原因といたしましては、まず、町有地の確定というところもいろいろ官民境界の点もございまして、過去の経緯等々がございまして、その辺は十二分にこれからまた精査して、ここはこの岬町の今後にとって売却しても差し支えないというところを早急に確定していき、この辺が今後の自主財源にどのようにつながっていくのかというのは再度精査していきたいなと思っております。

それと、滞納の整理の件でございます。これも先ほど冒頭の開会のごあいさつでも申し上げたように、本当に今から思うと6カ月だけの議員経験で急遽この立場になったという部分では、非常に私自身、行政に対する知識が浅かったのかなという気もいたしております。

なかなか滞納整理をしても、そのまま歳入につながらないという状況もございましたし、また、こちらで差し押さえさせていただいた部分に関しましても、この経済状況の中から、なかなか思うように売却が進まなかったという部分では、せっかく差し押さえをさせていただいても歳入につながらないという状況もございました。しかし、この辺も徐々にといいますか、着実に整理という部分は今後も続けていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 町長のほうは約束、公約を掲げた内容では、現在はうまくいっていないという答弁なんですけれども、自主財源が一番岬町の根幹になるわけで、その一つは、町税でありますけれども、その町税を滞納されている部分について、これをしっかりと徴収をしなければ自主財源の確保というのは難しい。さらには今回、超過課税。

つまり、住民に平成19年から今年21年までの3年間、超過課税を町長のほうは当時の財政状況の中、新聞では固定資産税のアップは非常に苦肉の策であったとこのように報道の中で書かれておりますが、その中で、この3年間、21年度も含めてですけれども、この超過課税がなかったら、一体岬町の財政はどのようになっていたのか。

私は、いろいろと今までの町長の答弁の中で聞いておるのは、やはり超過課税があったから今日までやれたんだと。なかったら、ひょっとしたら財政は赤字に転落をしておったとこのような答弁をいただいておりますけれども、全く町長が言っていることとやっていることは、私はちぐはぐでないのか。

過日も公約のことについて、私はお尋ねをしています。公約違反ではないのかとこのように申し上げたところ、そうではない。私は公約違反ではない。ただ、公約を訂正させていただいたと、このような答弁をされておりますけれども、これは全く町民に対して言語道断の町長の発言であると、私はそのように思います。

その点で2億4,000万円というその当時ですよ、3年間超過課税をかけてきたことによって、今日の財政が少なくても先ほど20年度は6,000万円の黒字になるだろうとこういうことなんですけれども、思い起こしますと、土採り跡地の計画もこれも完全にとんざしておりますし、さらには関西電力の跡地等も、これは民間ですけれども、これも水面下の話でやっておるといいながらも、なかなかうまく表へ見えてこない。

そしてさらには、住民の高負担である水道料金の値上げ、さらに保育所の値上げ、そして超過課税、さらには粗大ごみの有料化、次々と住民の負担を強いてきたことは事実である。このことについて町長はどのように感じておられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 公約の変更と公約違反とこの問題、どうとらえるかがまずあるんですけれども、確かに、本議会でも何度も田代議員の質問等でお答えさせていただいて、確かに公約で約束したことを私は守れなかったという部分では議会でもご説明申し上げさせていただいているところでございます。これを公約違反なのか公約の変更なのかというところでございますが、少なくとも議会の中でお認めいただいて今回の超過課税をさせていただいているということでは、公約の変更だという形の認識をまず持っているところでございまして、そして今、議員のほうからのご指摘いただきました公共料金の値上げ等々の問題でございまして、これも私、集中改革プラン、これは16年の7月だったと思いますけれども、この部分に関しては基本的に前町政の部分を引き継いでいくということ。これは、公約でも述べさせていただいているところで、その中で一つ一つ

実行できるところはしてきたんですけれども、あくまでも住民の皆さんに負担を強いている、これには間違いのないところでございます。

ただ、当時からも説明させていただいているのが、大きな負担を一気に負わせてしまうと。そしてまた、サービスを一気に激減させてしまう。こういったことになるのが、いわゆる財政破綻のまちなることです。ですから、そういったことにならないようにということで、少しの負担は住民の皆さんにもお願いします。もしかすれば、少しのサービスの低減はご辛抱いただかなければならないかもしれない。ただ、急激な負担を一気に皆さんにお願いします。あるいはサービスを一気に何もかもやめてしまうというようなことの事態にならないように、私は町政運営をしていくということで説明申し上げているところでございますので、その辺をご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 あのね、町長。私は、何もかにも公共料金を値上げしたらいかんとか、そんなことは私は言っていません。時として値上げもしなければならぬ、町税も上げなければならぬ、そんな時期は、この今の財政状況では当然来るだろうと、私はそう思っています。

しかし、あなたはその当時、絶対増税しなくても大丈夫だと。財政は、そう心配することないということを町民に公約を掲げてこられたわけなんですよ。今、公約を訂正ということをおっしゃったけど、これは平成20年9月4日の定例会、私の質問なんですが、私の質問で町長はこう言っているんですよ。

本会議で2度公約を守れなかったという形は訂正させていただきたいと、こう言っているんですよ。さらに、住民の皆様にご説明させていただいたというところで、公約違反というのではなくて公約の訂正をさせていただいたということを理解してくれと、私にこう申された。

公約というのは訂正できるものではないんですよ。最後まで自分が掲げた公約は、それに向かって、それはあなたの任期のときにできなかって、それを次の任期まで持って、どんどんどんどんそれに向かってやるのが町民に対する約束事なんですよ。これは、公約を破った場合は、私はこれは違反だけの問題ではないとそのように思いますよ。

今、町長はいとも簡単に、時としては税を上げなならん、使用料も上げなならんことをおっしゃっているけど、あなたが公約をされたことを私はどう思っているのかとこう聞いているわけですよ。

それから、固定資産税をアップしたのも、これ新聞に載っております苦肉の策というのはよく

わかりますよ。後で話を出しますけれども、このときには、やはり2億4,000万円の町税、いわば超過課税をかけたために、それだけの自主財源が入ってきたと。これは間違いないんですよ。ですから、町長はその公約を訂正するということではなしに、私は町民に対して謝罪をし、公約どおりやっていくということが町長の使命でないのか、私はこのように申しておきます。

それから、今ちまたでは、これは全員懇談会でもお話ししましたが、20年度は今、町長言うように黒字になるけれども、財政はまだ大丈夫やと、心配せんでええと。極端に言うたって好転に向かっていると。じゃあ、そうおっしゃるなら町長にお尋ねしますけれども、この2億4,000万円、超過課税は3年と決めていますね。これを来年度から見直さないかん。そうした場合に、代替的な財源というのはどのように考えているのか、その点をお示し願いたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 再度、公約の訂正か違反かというところで、公約というのは確かに大切なものでございまして、これをいかなるものでも任期の途中は守り通さないかんというご意見でございますが、ただ私はその辺にはちょっと疑義がございます。

確かに、経験不足からというところはあったかもしれませんが、ただ最初に設定した航路でずっと自動操舵で進んでいく。途中にあらしが来るかもしれない、あるいは周りに他の船が来るかもしれない、そういったいろんな状況があるときでも、最初決めた航路でただただやみくもに自然操舵で行くというのは、私は行政のトップとしてやるべきものではないと思っておりますので、そのとき、そのときにはやはり修正をしていく。これは、住民代表である議会の皆様と協議をさせていただきながら、議会のご了解をいただきながら変更していくというのが、これが生きた行政であって、約束した部分を4年間、もう間違っても突き進むんだというような感じにとられるのは、いかがなものかなという気がいたしております。

それと、私が選挙のときにも申しておりますし、今、各地で住民の皆さんからお呼びいただいたときには出向いて行って、いろいろなお話をさせていただくんですけども、そのときに、確かに財政はまだ大丈夫だという発言をいたしております。これは、かといって我々のこの岬町の財政の構造的に非常に安定して回復しているかということとは、少し趣の異なるところでございます。

というのが、確かに今回の新型インフルエンザの件でもそうでございますけれども、余り不安をあおってしまうとそれに対する影響というのは過度に反応してしまう。この辺を私は非常に恐れているところでございまして、私の目指しているところは、岬町にお金がない。しかし、いろんな施策は住民の皆さんのお力もかりて協働、ともに働きながら施策を実行していこうという

ころが根本にございますので、もし財政が危ないよと、すぐにでも再建団体になってしまうという事をPRしてしまいますと、それならば、そんなに心配ならば自分のまず家庭を守ろう、だからボランティアをするにも、これは若干の皆さんご負担もいただいでボランティアだと思います。そんなことももうできない。まず自分の家庭を守ってという形になってしまうと、我々、協働の施策というのもできてこない。ですから、まずはきょう、あすにでも、この岬町が破綻してしまうということはないんだよと。その意味では、まだまだ大丈夫だよという発言をさせていただいています。

現実には17年の当時、岬町はあすにでも落ちるという形で、新聞紙上でも一番危ない行政という形で名前も挙げられたところもございます。ただ、それから3年数カ月たった現在、岬町はそういうところからはまず外れてきているので、まだまだ財政的には大丈夫だという形で住民の皆さんにご説明申し上げても、私は妥当かなという気がいたしております。

ただ、議員ご指摘のように、本当に大丈夫かという、財政力指数でも徐々に悪化してきているというところがございまして、そしてまた、経常収支比率も徐々にでございまして、急激な悪化ではないですけれども、徐々に平行から少し悪くなっているというのは現状でございます。また、新しく指標が出されまして、さまざまな指標を見ている中で、どうしても例えば公債費比率につきましても、分子は確かに我々の起債残というのは総額減ってきていますから、その辺は改善しているんですけど、毎年、毎年に公債費として使う金額というのは余り減らないんですよ。分子が減らない中に分母の部分が縮小されていくから、公債費比率というのは非常に上がってきているというこういった数値を見れば、我々の財政状況というのは、構造的には確かに改善されていないというのが正直なところかもしれません。

ただ、住民の皆さんに説明する部分は、そういった数値よりも、きょう、あす、再生団体に陥って負担がふえるのか、サービスが低下するのかということでございまして、その部分では、まだまだ大丈夫ということをごこれからもお話ししていきたいなと思っております。ただ、非常に財政的には十二分なことを住民の皆さんにはできないということもあわせてご説明させていただいているのが現状でございます。

超過課税の件でございますが、これは3年間という形でのご答弁をさせていただいております。これの見直しをいつかということでございまして、これは前回もご説明申し上げたように、適切な時期に適切な判断をしていく。

その適切な時期とはいつぞやと。適切な判断とは何をもって判断するのかというところでございまして、これは、本町のこれからのこういった支出がまだまだ要するのかというのをまず決めな

ければ、これからの財政計画が立てられない。ですから、財政需要がこれからどれだけ見込まれるのかということをもまず精査していく必要があります。その財政需要がこれだけの金額になると、そうするためには歳入をどうするのかというところの議論をしていく必要がありますので、その判断をする時期が来れば、また適切な判断をしていきたいなと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 財政の今の状況をつぶさに話をさせていただいたんですが、時間が制約されておりますので、できるだけ簡潔にご答弁を願いたいとこのように思います。

超過課税については、町長は過日の臨時会でも適当な時期に適正な判断と、このようにおっしゃっておられます。しかし、何をもちて適正と言っておられるのか、ちょっと私、その適正な時期とか適正な判断というのがわからないんですけれども、今の岬町の財政状況は全く超過課税を外した場合、本当にやっていけるんですか。やっていけないでしょう。

町長自身が平成21年私の3月4日のところで答弁しておるのは、もし超過課税がなければ、逆にそれだけマイナスが出た結果になるとこう答弁しているんですよ。さらに続けて町長は、この超過課税がなければ岬町の財政は非常に厳しいとこう言っているんです。それやのに、今、適当な時期にもし3年が来たから外せるんですか。私は外していただきたい。約束ですから、新聞でもちゃんと報道でも3年とこう言われておるんですから、これは社会がこんな状況の中で非常に生活が苦しい。そんな中において、当然この超過課税というのは3年という、議会もそれです。解をしたわけですから、それは当然、私は見直しをすべきだとこのように思っております。

しかし私は、町長は今も住民にそういう心配をかけることをあおる必要はないとこう言っていますけれども、私は前から言っていますよ。財政がしんどいということは堂々と町民に言うべきだと。超過課税を外した場合については、全く赤が出てしまうんだと。そうなった場合に、もう待ってましたように財政再生にかかるかどうかという問題が出てくるわけですから、その辺を考えて、町長が言っているのは私は逃げているとしか思っていないですよ。

適正な時期に適正な判断というのは、固定資産税に超過課税をかけるときどうだったかと。平成18年にこの超過課税を決定して、1年間の周知期間を持っているんですよ。今後は町民に対して、町長の任期は三、四カ月しかありませんけれども、その間までに、まだ来年1月までに7カ月なんですよ。当然これは周知期間を設けて、住民を安心させると。これが町長の本来のトップとしての考え方違うかなと、私はこのように思います。

そこで私は、先ほど町長は適正な時期に適正な判断、やらないかもしれない。やるとしたら、

その財源確保はできるんですか。その点をお尋ねしたい。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 まず、当たり前のことなんですけれども、財政を健全化していくためには歳入に見合った歳出という部分がまず基本にございますよね。その中で、固定資産の評価という問題もございます。

確かに今、トレンドからすると、徐々に評価が下がってきている。ですから、税収が落ち込んでいるわけですね。この辺の状況が楽観的な要素はもちろん我々もとれないんですけれども、ただ、予想に反してその評価が変わる場合もあると。我々、超過課税をさせていただくときにも、平成16年程度のご負担を皆さんにお願いしていますよという形で議会の皆さんにもご説明させていただいて、ご了解賜ったところでございます。ですから、超過課税をかけさせていただいても、過去の税額と変わらないという形になるのかなという話をさせていただいたわけですね。ですから、その部分に関しましては、適正な時期に適正な判断をさせていただくということでお話ししているところでございまして、それでご理解賜りたいなと思っております。

周知期間につきましては、確かに最初の部分では長期な部分がかかった。それからすると、この時期からすると周知期間が短いのではないかなというご指摘かと思うんですけれども、その辺に関しましては、初めての導入のときと異なりますので、その説明に関しましても、周知期間がこれからでも十分な周知期間がとれるものというふうに考えております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 私の質問に答えていただけていない。代替財源はあるのかどうか。その部分には、代替財源はあるともないとも言ってもらえない。

5月の臨時会では、町長は、基金を取り崩して一部いろんな方法をやって、それでも可能性はないこともないとこのような答弁をされております。そうすると、私は基金というのは経常的に毎年、計上されるものかどうかというのは、私はこれは不特定多数な数字だと思うんですけれども、そのとき、そのときによって基金の状況というのは変わってくるわけですから、定期的に税が、つまり自主財源が私はそこで保てるとは思っていない。それは基金を当てにしていたら、絶対今のうちの岬町の財政状況では再建団体に落ちてしまう。

ですから、私は判断をしますと、超過課税を外すと約2億4,000万円、少しは下落をしておりますから下がってはおると思いますが、これをした場合、たちまち岬町は来年度からやっつけられない。それはなぜかといったら、2億5,000万円財源が足りないんでしょう。足りない

ところへ超過課税を外したら、また2億4,000万円足りない。約5億円近い金が足りなくなってくる。そうすると、岬町がイエローカードの8億円にもう手が届くような状況に来ているんと違うんですか。

それを町民に説明しないで、ただ上辺のええとこだけを大丈夫ですよ、大丈夫ですよと言ったって、町民は一向に危機感を持ってくれない。そこが今、岬町の大事なところなんですよ。町民にもやはり危機感を持ってもらい、そして行政も汗をかく。議会も慎重審議する。これがなかったら、この岬町、つぶれますよ、そんなこと言うてたら。

ですから、私は超過課税のことを何も外せ、外せと言っていますけど、町民と約束したから外せと僕は言っている。しかし、今の状況では外せないということを私自身が感じていますよ。なぜそれを町長は言えないのかなと、私はそのように思います。

ですから、町長は答弁されていないけれども、私は代替財源の確保は難しいとこのように判断をいたします。その中で、周知期間を設けないというのは、そういった意味で町長は周知期間を設けないのと違うかと、言えないのと違うかと。最後まで町長は、この判断をしかねるんじゃないかなと。岬町の財政を考えた場合ですよ。だから、その辺を私は明確にやはり答弁をしていただきたかった。

つまり、町長は公の場において発言されたことのその言葉の重さというのは、発言の重さというのは、これは重大なんですよ。そういとも簡単によく使われますけれども、その辺は慎重に今後、発言をしていただきたいと指摘をしておきたい。

つまり、100分の1.4から100分の1.7といいますが、数字でいくと20%以上の課税をかけているんですよ。超過課税20%ですよ、これ。町民の方はこれが大きな負担になっているんですよ。そのこともあわせて私は申し上げておきます。

次に、町税の滞納の徴収の状況についてお尋ねします。

5月の臨時会でも、町長はこのように言っております。

滞納者の名簿を見ると、ある議員の有力な後援会の役員をされている方が滞納者の名前に挙がっている、このように答弁されている。

かつて、町長は会社経営する固定資産税に対し、平成18年9月に新聞紙上をにぎわせたことがありますね。ちまたでは滞納町長と呼ばれております。

平成19年度以降において、そこでお尋ねするんですが、町税の滞納徴収に当たって、期限つき職員を雇ってまで徴収効果を上げようと努力されたこのことについては敬意を表しますが、しかし、思うような成果が上がっていない。前回の白井部長の答弁では、今までの滞納者の滞納徴

収率は93.0%から93.3%と上がっていますが、私は徴収率を上げていくというのは非常に難しいことだと思う。だから職員はかなりの努力が要するだろう。しかし、それでもいろいろ個々の家庭に回ったら、家庭の事情があって、なかなか納めたいけど納められない人がたくさんあるだろうとこのように思います。

しかし、ちまたの話を書くには、町長が税金を滞納しているのに、なぜわしらが納めなきゃいけないのかと言っている方もあるわけなんです。

ところで町長にお尋ねしますが、町長は固定資産税を滞納していませんか。ちゃんと期限内に納めていますか。その辺をお尋ねいたします。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 お答えさせていただきます。

ちまたでは滞納町長と呼ばれているそうでございますが、確かに滞納という事実が新聞で報道されまして、そのときに私自身、思い、また考えた部分は、もう少し早く相談すれば、いろんな形で行政のほうも対応してくれるんだというのが実感したところでございまして、非常に高い利率がかかることなく済んだのかなという気がまずいたしているところでございますけれども、5月の臨時議会でのご発言の内容、非常に言葉足らずで、お気にさわるがあったと思うんですが、それはおわびいたしますけれども、本意からすると何かと。

そこにちょうどいい質問をいただいたんですけれども、ちまたでは、これは絶対に漏れることはないんですけれども、先ほど言ったような形で、ある方の部分は滞納していても払わなくて済んでいるよと。別に我々、職員としては、議員の皆さん方からの口ききとかいう形で手心を加えるということは全くございませんので、そういった意味では、そういった方々がおられるという部分でも我々一切、手心は加えてない。ただ、ちまたからすると、やっぱり議員の後援で頑張っておれば、そういったことも許されるのかなという部分もあって、実際に滞納処理するにつけても、やはりそれだったら公平に欠けるんじゃないかなということもあってはいけません。そういった意味で、5月議会の発言の趣旨になったわけでございまして、これについては私も一切、この職を利用してまけていただいたという事実もございませんし、その分に関しては、きっちり課せられた税に対しては納付させていただいているというところでございます。これは、我々これからも続けていく。

そしてまた、なかなか成果が出ていないということでございますけれども、ただ、今の任期つきで来ていただいている職員の方は非常に能力の高い方でございますので、まずその辺の整理はきっちり進んできている。あとは、これから効果が出てくると思っておりますので、まずその整

理の資料づくり、これに非常に時間を費やしたというところはございますが、この分に関しましてはすばらしい方を採用でき、我々、滞納整理についての準備が着実に進んできているなということを実感しておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 滞納をされていないと。大変失礼な質問をしたんですけども、きちんと納入されておれば、私にそのようなことが耳に入ってこないと私はそう思ったので、あえて質問をさせていただきました。

そこで町長に確認をしたいと思うんですが、当時、滞納をされたときに住民お二方から抗議の申し入れがあったことを記憶にあらうかと思えます。これについても公約違反でないか、納税義務違反ということでご指摘をされ、さらには、いろいろ中にその写しを私はいただいておりますけれども、やはり住民に謝罪すべきではないかということがあったんですが、それはそうとして、そういった滞納をしているということに対する抗議申し入れがあった。

そのとき町長はどのような回答を出されたかということについて、私は唖然としているんですが、あくまでその抗議を申し入れた方は一住民の方でありまして、そして町長は岬町長として回答をなされております。しかし、全くこの内容は抗議の内容と違って、全く違うことが書かれております。謝罪については、固定資産税の納税ができなかったことについてはおわびはしておりますけれども、その後の抗議内容についてはまともな回答をしておらないというのが、この文書を見ても私はわかります。

しかし、そこで一番気になるのは、やはり岬町長、石田正弘であって、あくまで公印でない、公文書でない、私文書であるということについて、これそうでしょう。こういった文書を平気で出されておることについて、町長はもう少し時のトップとして慎重を期すべきでないかなと、私はそのように思っております。こういうやり方は、決して住民に好感を持たれないんじゃないかなとこのように思います。

それで、町長は今、滞納はしていませんとこうおっしゃるのなら、個人情報公開して、やはりそれは払拭すべきだと。私は、ちゃんと納税していますよと、納めていますよということを払拭をして、領収書等を開示されたらどうかとこのように思うんですが、いかがですか。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 お答えさせていただきます。

それをするかどうかという部分に関しまして、今ここで私が答弁するものではないのかなという気がいたしております。

といいますのが、公人である者の資産公開という部分は、これは新聞紙上でも、もちろんそれは手続に従ってきちり報告させていただいていますし、これは我々、新聞紙上ですべて公開されるものでございますので、それをまずごらんいただけたらいいのかなというふうに感じております。

それとあと、その文書等々ちょっと今手元にないんですけども、ただ、確かにそのときの記者との発言の中で、少し記者の感覚でとらえられた部分で、私も誤解を生じさせてしまったのかなという部分では、要は超過部分、それを払えばそれで済むんだというような形で新聞紙上でも書かれてしまった。その部分に関しては、非常に誤解といいますか、あったのかなという気がしますので、いかにその賦課の部分を買ったとしても期限内にきちり払うというのが原則でございますので、その部分に関しては、やはりまず身をもって示していくという必要は、これは当然あるのかなという気がいたしております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 公人という立場で、この場で町長の答弁がもらえないというのは残念なんです、町長はその会社の今も代表者なんですか。代表者だったら、町長自身が今この場でもらわなくても、今後、町長は公の人ですから、代表者であれば、やはりいずれかの場できちっと情報開示をして、自分の問題については払拭をすべきかなと私は思います。それができないというのなら、これはもう仕方ないですけども。

というのは、その滞納をしているのにと、滞納町長と呼ばれているのにとという方が何を思ってあなたは言うんですかと。私も言うからには、そこまで確認をいたしました。パソコンで大阪府の滞納町長と調べたらわかるよと言われたから、私、これタベ調べてきています。

ここに書いてあるのは、必ず、岬町、石田正弘町長は、町長就任前とはいえ、滞納をしていたということに対して深くおわびすると。この問題は、ここを見たらあんたわからんかと。大阪府は借金117億円で、2005年は117億円でというおしかりを私は受けました。だから私はこれを払拭する。岬町のトップですよ。こんなことがホームページに出ているわけなんですよ。これをやはり払拭するためには、また個人情報、法人情報ですか、それを開示することによって、この問題は払拭できるのと違うの。また新たにこれをホームページに載せたらいいのと違いますか。これは岬町の大きな恥なんですよ。そこを一つ考えていただきたい。このことを申し上げて、必ず情報開示ができるなら情報開示をして払拭をしていただきたい。このことを町長に申し上げておきたいと思います。

それから、先ほどの超過課税に戻りますけれども、これは、あえていち早く超過課税を外していただいて、住民の負担を軽減していただきたい。このことを私は申し上げておきたい。

それから、指定管理者制度のあり方についてお尋ねいたします。

地方自治法の一部改正により、指定管理者制度を岬町もいろいろと導入をいたしております。そこで毎回、私は事あるたびに、委員会等でこのことについては質問をいたしております。多奈川地区、また岬町の皆さん方には大きな誤解を招くかもしれませんが、あのピアツツァ5については、毎年7,000万円弱の委託料が支出されております。それだけの事業経費がかかっておる。

しかし、今回から担当のほうでお聞きすると、約2,000万円の府からの補助金が出るかのように聞いておりますが、それにしても約4,000何がし、5,000万円近い負担が要るわけですけれども、これについては今の岬町の財政状況を考えると重たい荷物を背負っていくことになるが、このことについて、町長としては今後どのような対応をしていくのか。現在は委託していますので、相手の立場もありますから、あえてそのことには触れませんが、やはり今後、この問題をいろんな形でこの事業展開をしなければ私は大変だと、大変なところにさらに大変になってくるところと思いますが、このことについての町長の見解をお尋ねしたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 ピアツツァ5につきましては、私が就任する以前から、まずこの指定管理者をどうするかという形が話が進んでおりまして、私が17年の10月に就任して12月ですか、そのあたりの議会でご報告をさせていただいたと思うんですけれども、これが岬町で一番最初に手がけた指定管理でございます。

したがいまして、今から考えると、まだいろんな形で試行錯誤の中で進んできたところがあるのかなと思っております。まだ22年まで今の指定管理の契約がございますので、その指定管理者にお支払いしている金額、毎年50万円ずつ減額していくという形で22年まで続くんですけど、それでも今、議員ご指摘のように、7,000万円近くのお金が行くわけですね。これが無駄なのかどうなのかというところでございます。

もともと、ピアツツァ5に福祉センターという機能も持たせるという部分もあり、あと四つの部分でしたか。議員よくご存じだと思うんですけれども、いろんな形の機能を持たせているところがございますので、ただただここが採算にすべて合う必要があるのかという部分と、住民の皆さんのサービスをどう提供するのかというところの判断は要ると思うんですけれども、少なくとも23年度から新たに進める分につきましては、今よりも経費がかからない方法、これをいろいろ

る私自身もこの3年数カ月で勉強させていただいて、案を持ち合わせておるところでございますけれども、ただ、今この場でまだ指定管理が続いている中で公開はできないんですけれども、これはこの1年じっくり時間をかけてその辺の案を煮詰めていって、次の指定管理に続けていきたいと思っております。

ちなみに、このピアツァ5の起債のところでございますけれども、次の23年から例えばまた5年契約をすれば23、24、25、26、27年というところで38億円近くかかった起債もほぼ償還が終わってくると。あと2年を残すところで完了するということになりますので、そこまで行くために、今よりもいい条件での財政負担を負わない形での指定管理という方策を、この1年かけてじっくり検討していきたい。これは、必ずそういったご提案ができるものと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 今後1年間かけて、十分にこのことについては検討していただけるということなんですが、平成20年度、21年度のピアツァ5に対する事業報告書がアクアテックさんから出ておる内容を見ますと、平成20年度についてはマイナス1,291万8,000円のマイナスが出ておるわけですね。これ、委託を6,000何ぼ任せておきながら、それだけの赤字が出てきた。これについては、中の設備、いろいろ老朽化しているので、設備投資等も含めてこの内容を見ますと、そういったものにいろんな経費がかかっているなということで、これは大きな損失が出ているのではないかなという心配をいたします。

また、21年度の収支報告につきますと、マイナス約269万7,000円出ています。これは19年、20年ですね、失礼しました。訂正しておきます。それを見ますと、指定管理を受けている方でもこれだけのマイナスを背負ってやっていただいているかなと。

そしたら、償還金の問題もありますけれども、私はこれは決して住民の憩いの場、またいろんな問題で有効に活用されて、私は、これは大事な施設だとこのように思っております。しかし、この施設をこのまま存続させることが岬町の財政に大きくのしかかっていく。このことを考えると、できるだけ分散してできるものは分散して事業を行ってもらって、岬町内で行ってもらって、どうしても集合的に大々的にやらない事業については、いろんな方法をやっぱり考えていくべきではないかなとこのように思います。

これは私の考え方、ただ単なる意見ですけれども、私は大きく方向転換をして、これを休止することなく民間に全部任せていく、すべてを任せていく、こういう方策をとっていかない限り、

今後の財政状況というのはますます泥沼に足を突っ込んでいくのではないかな、このように心配をいたします。

ですから、このことについては町長のほうで1年間かけてやるということですから、それはそのように申し上げたいんですが、やはり早急にこの問題については検討していただきたい、このように思います。

指定管理者については、今後のあり方について十分、担当部長におかれましても検討していただいて、できるだけそういう支出の削減に当たっていただきたいと、このように申し添えておきます。

それから、公文書の性格と意義について質問させていただきます。

先般、私たち各議員あてに、たんのわ海浜会館運営委員会から町長あてに提出された抗議文の写しが出てまいりました。このことについては、過日の全員懇談会で担当部長のほうから公文書については説明がございました。

ただ、当時、私はその会議の席上に着いた一人でありますので、その状況というのは、つぶさに私は知っております。ただ、ここでいう、私は町長は公文書に対する認識というんですか、それをどのように考えておられるのかなど。つまり、その席上で町長が発言されたことは、委員長から私は懇談会では少し間違った質問をしたかと思うんですが、確認をしますと、委員長のほうから海浜会館運営委員会と町と合意を交わした文書の中身について、それを町長に正したところ、そこで委員長のほうが、これは本音か上辺かという質問があったと。それに対して町長は、あくまでその文の中身については上辺であって本意ではないと、このように町長は説明をそのときに発言をされましたけども。私は、これはもってのほかだと。

公文書というのは、いろんなルールに基づいて発行された岬町の貴重な私は公文書だと思えます。その公文書が時と場合によって、またその内容によって、その状況によって公文書が否定されるというようなことになると、一体、岬町民、例えば岬町内における公文書を発議した場合、岬町の町民は一体だれを信頼するのか。何をもって合意書、公文書と言えるのか。その点が少しあの場面では、町長にも私はそのことについては言葉の発言の取り消しを促したんですが、町長は聞き入れてもらえなかった。あくまで上辺であり、本意でないということを強調されたので、私はもうそのことについては触れませんでしたけれども、このことについて、町長はこの公文書の性格、そういった重み、そして担保というものをどのように感じられているのか、その辺をご説明願いたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 お答えさせていただきます。

まず、たんのわ海浜会館の運営委員会の名前で出してこられた文書、そして各議員の皆様にもいったと思うんですけれども、回答しろという部分に関しましては、回答を文書でさせていただいております。その内容からしますと、一番目の公文書の認識の問題。これは、運営委員会さんの認識と私の認識は一緒という形で回答させていただいております。

それは何かといいますと、公文書というのは、もちろん議員今のご指摘のように大切なもので、これは文言として紙に書かれたものであれば、それがすべてでございまして、その文言を否定する、文言が誤りであったというようなことであってはならないと思っております。

したがいまして、この間の問題の文書であっても、その文言がそれは正しい、それが公文書であると。その内容に関しては、私たちが否定はしていないということでございます。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 時間がないので、町長は、公文書はそれはそのとおりだと。しかし、中の文言については否定的な発言をされている。一体どういうふうに理解しているか、わからない。

私は、公文書というのは、その中身もすべて、町長が発議したものであり、町長の全責任において発行され、合意されたものだとするなら、中身も町長の考えと同じだと、だれもがそう思うんと違いませんか。それを町長は中身について、先ほどの住民の方が出された内容についてもそうですけれども、全く公文書で受け取っていないながら、返すのは個人名で出しとる。そういうことが、町長はそれをいとも簡単にやっておられますけれども、受け取る側、聞く側、合意をした側については、町長に対する不信というものを抱いているわけなんですよ。

岬のトップなんです。とにかく町長名で、岬町町長、石田正弘で発行した公文書は、すべてこれは100%町民は信じていただいて、当事者も信じるべきなものであるわけですね。しかし、時として、その中身が私の本意でないというようなことを言うというようなことはね、これは私、町長自身の人間性を疑いますよ。今もそういういとも簡単な答弁をされていますけれども、私は、これはそういったことに対しては、私だったらきちっと自分が失言したことについては謝罪しますよ。あなたは謝罪もしなかったでしょう。

私は、あの場面を聞いて、担当部長ほか何名かの方も一緒でしたけれども、唖然としました。公文書というのは、そんな簡単なものかと。余り効力はないなと、そう思いました。ですから、その辺をもう一度、町長公文書の重みというものをもう一度答弁をさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 当該文書におけるどこが文言と私の本意と違うかというところに尽きると思うんですよ。

もちろん、公文書は文言がすべてでございますから、あれはポンプ場の対策委員会さんにたんのわ海浜会館の運営を任せるという部分に、これが一番妥当な結論だという形でたんのわ海浜会館の運営は淡輪ポンプ場の対策委員会の皆さんに運営を任せていると。それが最適だという形の公文書なんです。

ですから、その部分に関しては、今、公文書どおり、運営委員会というのは対策委員会の皆さんが運営していただいています。ただ、これはお互いの対策委員さんの中でも合意があったように、本来の海浜会館の運営は適正な正常な運営がなされるまでの間、とりあえず対策委員会が運営しますよという形なんです。その正常な運営。これが私、本意なんです。

ですから、たんのわ海浜会館は正常な運営をせねばならないと思っております。したがって、現在の対策委員会さんだけで運営している運営方法というのは、私はおかしなものだということで、あの公文書の中の私の本意とは違うというところでございます。

したがって、一番いい形は、やはりこのたんのわ海浜会館の運営は区長さんだけに頼ることなく、我々のほうで公募もし、そしてたんのわ海浜会館を淡輪地区のためという形で立派に運営してあげようという方々が集まっていたら、その方々に運営していただくと。これが正常な運営だと思っておりますので、そうでないと、たんのわ海浜会館はポンプ場に反対した対策委員会だけで運営している。これは、私、正常な運営とは思っておりません。その意味で、この間の会議の発言になったということは、ご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 田代 堯君。

田代 堯議員 町長ね、それは大きな間違いの発言だと。また後ほど、それは対策委員からご指摘を受けるとそのように思います。

私が言っているのは内容ではなくて、公文書を発議したその文書の中身を町長は否定をされた。それだったら、改めて合意をし直したらいいわけで、この文面については考えがそういうふうな今の町長の考え方であれば、そのような文面の合意書にしたらいいわけで、その当時はそれで17年か18年に合意をしているわけですから、それは町長の本意でなかったとしても、それは町長名で発議した以上は、あくまでれっきとした合意書だと。このことを申し上げて、町長個人私用はいいけれども、公にやはり通じる公文書というのはそういう考えではないと、このことを申

し上げて終わります。大変ありがとうございました。

谷本 貢議長 田代 堯君の質問が終わりました。

次に、和田勝弘君。

和田勝弘議員 議長の許可を得ましたので、教育問題と町道岬海岸番川線の2点について一般質問をいたします。

まず、1点目の教育問題ですが、岬町の教育の充実を図るという観点から質問させていただきます。

近年、子どもたちの学力や体力の向上、さらには生きる力を養うなどの教育の課題に対し、岬町教育委員会におかれましては、国や大阪府の施策を踏まえ積極的に取り組まれてきていると拝察しております。

私は、さらに岬町の教育の総合的な充実と向上を図るためには、専門家の意見を取り入れることはもとより、保護者をはじめとする地域の熱心な声に耳を傾けることも重要と考えます。

幸い、岬町では関係者の皆さんが岬町地域教育協議会・すこやかネットを結成され、ふれあい教育フェスタをはじめとするさまざまな活動に取り組まれておられ、心強い限りです。すこやかネットに数多く参画されている地域のボランティアの声をどのように聴き、岬町の教育行政に取り入れようとしているのか、まずお尋ねします。

今後は、ぜひとも地域の声を教育に反映させるという観点から、一つ提案をしたいと存じます。

岬町教育委員会は、5人の委員さんで構成されていると認識しておりますが、この定数を増加し、熱心にボランティア活動をされておられる方を教育委員に任命し、直接参加していただき、教育行政の充実と活性化を図る方策はないのでしょうか。法律上の制約について、また制約がクリアできるとした場合の教育委員の増員について、考え方をお尋ねします。お答え願います。

谷本 貢議長 和田議員、一括になっておりますので、次のも続けてお願いします。

和田勝弘議員 そうですか、次に、2点目の町道岬海岸番川線について質問いたします。

現在、深日漁港では大阪府が漁港整備事業を実施しており、漁港の埋め立てはほぼ完了し、今年の秋ごろには、大川新橋を通る臨港道路から埋立地内を通り、町道岬海岸番川線につながる漁港内の道路が完成すると聞いています。

この道路ができるようになると、国道が渋滞しているときなど、淡輪方面へ通り抜けようとする車などで町道岬海岸番川線の交通量がふえることが予想されます。町道岬海岸番川線については、途中まで拡幅がなされているが、岬公園までの残りの区間については拡幅など整備が進んでいない状況であり、交通量がふえた場合、車両の通行や歩行者などの安全面について懸念してい

ます。

そこで、町道岬海岸番川線について質問します。

1点目は、拡幅されていない区間について、今後、拡幅できないものか。この1点。2点目は、拡幅できないのであれば、例えば山側に待避所を設置できないのか。3点目は、歩行者の安全確保のため、現在、ガードレールが設置されていない箇所への対策について、町の考えをお聞きしたい。この3点について、回答をお願いします。よろしくお願いします。

谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

教育部長、古谷 清君。

古谷教育部長 和田議員さんの一般質問にお答えいたします。

まず、岬町地域教育協議会さん、通称すこやかネットさんでございますが、これに参画されている地域のボランティアさんの声をどのように聴くんやと。また、岬町の教育行政にどのように取り入れようとしているんやというご質問に、まずお答えしたいと思います。

通称すこやかネットさんには、地域のボランティアさんに加えまして、各小学校、中学校、また幼稚園、保育所、さらには子育て支援センターの校長などのいわゆる関係者、それとPTAなどの保護者さんのご参加を得ております。また、あわせて私ども岬町教育委員会事務局の職員も参画させていただきまして、事務局的な役割を担ってきているところでございます。

今後とも、具体的な活動を通じまして各組織間の連携を深め、各方面の建設的なご意見を拝聴してまいりたいというふうに考えております。

次に、教育委員の増員に係る質問にお答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条の規定によりまして、教育委員会は原則としまして5人の委員をもって組織することというふうにされております。また、同条のただし書きによりまして、条例で定めるところによって、都道府県や市の教育委員会にあっては6人以上の委員、町村の教育委員会にあっては3人以上の委員をもって組織できると規定されておるところでございます。

この法律の規定に基づきまして、大阪府をはじめとする都道府県や大規模な市においては、委員の数を6人としているところがございます。また、町村におきましては、一部ではございますが、全国的に見れば6人にしている町も見受けられるところでございます。

なお、任命に当たりましては、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされております。

また、任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないという規定になっておるところでございます。

教育委員の増員につきましては、まず任命権者である町長に相談をさせていただくこととします。また、最終的には岬町議会において、関係条例及び予算を議決していただく必要があるところでございます。町長及び議会の皆様のご意見を賜りながら、教育委員会委員の増員について検討をしていきたいというふうに考えております。

谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

松永事業部長 和田議員の町道岬海岸番川線についてお答えいたします。

現在、大阪府が事業主体として実施いたしております、深日漁港の埋め立てなどの漁港整備事業により整備される町道岬海岸番川線に連絡する漁港内の道路につきましては、議員お示しのとおり、今のところ平成21年8月末に完成予定であると聞き及んでいるところでございます。

また、町道岬海岸番川線につきましては、生活道路としての機能の向上を図ることを目的といたしまして、平成9年度まで拡幅などの道路改良事業を継続的に実施してございましたことは、議員ご案内のとおりでございます。

しかしながら、現在、未改良となっている区間につきましては、市町村道整備に対する大阪府の補助が廃止されたこと、また、町財政が悪化したことにより事業を中断した経緯がございます。このため、議員ご質問の1点目の拡幅につきましては、現在の厳しい財政状況を勘案いたしますと、実施は困難であると考えております。

また、議員ご質問の2点目の待避所につきましては、道路として適正に維持管理を行う必要がございます。待避所を設置するとなりますと、議員お示しのように山側への設置も考えられますが、この場合、高いがけでございますので、落石等の防止や用地買収の必要があること、さらに適切な待避所の配置などを考慮いたしますと、厳しい財政状況の中では実施は困難であると考えますが、供用開始の折には、車両等の通行状況を見極めながら、少しでも改善できるような方策を検討してまいりたいと考えております。

最後のご質問のガードレールの設置についてでございますが、現状で設置いたしますと、道路幅員が狭くなると考えます。また、長松自然海浜におきましては、町と協働してボランティアの方々による清掃等保全活動が行われており、この保全活動に配慮した対応が必要でございます。

このようなことから、既に設置されている視線誘導標や車止めなどの維持修繕に努めることにより、今後も交通安全に配慮してまいりたいと考えております。

なお、町道岬海岸番川線に連絡する漁港内道路が完成し、その供用開始に当たりましては、大阪府では、今後も泉南警察署など関係機関等と協議、調整を行っていく予定であると聞き及んでいるところでございます。本町におきましても、町道岬海岸番川線における安全な車両等の通行を確保できるよう、大阪府とともに関係機関と協議、調整に努めてまいります。

以上でございます。

谷本 貢議長 和田勝弘君。

和田勝弘議員 教育委員の増員について、再質問します。

このことにつきましては、岬町条例で定めれば可能だと理解しました。重要なのは、任命権者である町長の考えと条例を定める議会の意思であると思います。この際、町長の現在の考えをお聞きしたいので、答弁をお願いします。

町道については、今後、供用開始に向けて、大阪府をはじめ泉南警察署などと協議を行っていくとのことですが、町道岬海岸番川線の円滑な車両の通行や歩行者の安全面について、十分考慮した協議をしていただきたいと要望しておきます。

また、供用開始後の車両の通行などについても、十分状況を把握した上で、その状況に応じた対応をとっていただくことを要望し、この町道岬海岸番川線の一般質問は終わります。

教育の答弁をお願いします。

谷本 貢議長 町長、石田正弘君。

石田町長 それでは、私のほうから教育委員さんの増員についての再質問についてお答えさせていただきます。

確かに、今5名の委員さんでやっていっていると。もちろん私が任命権者で、そして議会の皆様の同意を得て5人の委員さんがおられるわけですけれども、私の中では一つのルールがございます。

任命に当たっての一つのルールでございますけれども、これはまず小学校区、中学校区は一つでございますので、小学校区が今3カ所ある。したがって、その小学校区から1名ずつ、別にその小学校区のためだけの代表ということではないんですけれども、ただ、その校区に詳しいという意味で各校区から1名ずつを任命させていただくのが、まずいいのかなという部分で3名、選ばせていただいております。それと、あと1人、これは先般の法改正で保護者の中からという形になっておりますので、これはもう1名、限られてくると。

あと1名に関しましては、これはその校区とは関係なしに、我々理事者側といいますか、町長部局といたしまして、教育委員会さんに対して町長部局との橋渡しと、あくまでも我々町長部局

からすれば教育委員会とは、これはもう教育の独自性がございますので、余りタッチできないところではございますけれども、ただ、かといって本町においてはそんなに敵対することももちろんございませんし、その橋渡しとしては行政の代表的な形で1人任命したいなという部分で、現在5名という形で議会の皆さんの同意を得ているところではございますけれども、ただ、今、和田議員のほうからご指摘があったような、非常に地域で頑張っておられる通称すこやかネットさんという団体。これも非常にすばらしい活動をされているというのは私も認識しているところではございます。また、この団体につきましては、先ほど教育部長のほうからご説明がありましたように、地域の方もいらっしゃる校舎長もいる、PTAの方々もいるということで非常に大きな組織でございますけれども、ただ全庁的に非常に本町の教育についてすばらしい活動をしているという実績がございますので、この団体に限ることはございませんけれども、例えばこういったすばらしい団体から任命していくということは、私としても前向きに検討していいのかなと思っております。

ただ、そのためには、先ほど部長からあったように条例改正も皆さんにお願いしないけませんし、また、教育委員さんの予算的な形もございますので、その辺はすぐにとということにはもちろんいかないところではございますけれども、ですから当面は今の5名でという形になるかと思うんですけれども、非常にありがたいというか貴重なご提言をいただきましたので、教育委員さんの増員につきましては、教育委員会とも十分協議を重ねながら、検討しながら、また議会の皆さんのほうにご提案できる時が来ると思いますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

谷本 貢議長 和田勝弘君。

和田勝弘議員 町長の答弁で考えがわかりました。

今後、教育行政の充実と活性化のため、教育委員の増員を図られるよう要請を申し上げ、以上で一般質問を終わります。

谷本 貢議長 和田勝弘君の質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

谷本 貢議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は1時からとします。

(午前 11時41分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

谷本 貢議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、中原 晶君。

中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

5月は新型インフルエンザの流行で、住民の命と健康を守るために、庁内での対策本部の設置や住民への周知活動などに追われたことと思います。国の方針の誤りによって、全国の保健所が縮小され、医師不足の問題も改めて明らかになりましたが、幸い弱毒性であったため、今のところ深刻な事態は避けられています。

しかしながら、今後、ウイルスがどのように変化するのか。また、秋以降、再度流行する可能性もあり、予断を許さないところであります。今後のいかなる事態のもとでも住民の皆さんに健康被害や不安を与えないよう、必要な準備を怠らないよう要請するものであります。

社会情勢では、政府が先月29日に発表した経済統計によると、鉱工業生産は持ち直し始めており、生産は上昇に向かい始めているところです。

しかしながら、これは輸出、大企業を中心に在庫調整や雇用調整を急激に進めた結果で、労働者と家計の大きな犠牲の上に成り立っているもので、その傷はいまだいえていません。雇用情勢は一段と悪化し、個人消費の低迷が続いています。完全失業率は5%、有効求人倍率は過去最低を記録し、自動車、電機などの製造業での雇用破壊が際立ち、非正規労働者の失業者も増加の一途をたどっています。

景気の悪化が家計に波及し、消費支出は14カ月連続のマイナスとなり、過去最長を更新しました。雇用の悪化が国民生活に暗い影を落としている今、大企業に雇用を守る責任を果たさせる指導、監督こそが求められています。また、外需依存型の経済から内需拡大へと大きくかじを切ることなくしては、景気の回復も国民生活の安定も図れません。

ところが、国会で成立した総額約14兆円に上る補正予算の内容は、大企業には大盤振る舞い、国民には1回限りのばらまきでしかありません。庶民には一時的、限定的な生活対策にすぎず、その借金のつけを消費税増税で国民に回そうとしています。社会保障の再建や労働者派遣法の改正で雇用の安定を図るなど、国民の生活基盤そのものを安定させることなくして、景気を回復させることはできません。

不景気を反映して、岬町でも住民の暮らしは大変な状況が続いています。政府の経済対策など

も住民の暮らしに役立つように最大限有効に活用しながら、岬町が住民の暮らしを守るために力を尽くすことを求めて質問を始めます。

今回は、入札制度と就学援助の2点について質問します。

初めに、入札制度について質問します。

今、中小業者の皆さんは、長引く不況の影響を受けながら、経営と暮らしを守るために必死で頑張っておられます。町内の業者の圧倒的多数は中小業者です。この中小業者が元気にならないことには、地域経済の活性化も図れません。

そこで、今回提案するのは、小規模工事等希望者登録制度の導入です。

小規模工事等希望者登録制度というのは、地方自治法234条に基づく随意契約の創造的な運用を図るために、自治体が設けている制度です。指名競争入札の参加資格のない中小業者が登録し、自治体が発注する小規模な工事や修繕などの受注機会を拡大する制度で、地域経済の活性化にもつながります。

この制度は全国各地に広がり、46都道府県、411の市町村で実施をされています。実施している自治体では、それまでは特定の大きな企業しか受注できなかった仕事が中小企業にも回ってくるようになった、地元での公共の仕事ができたなどと喜ぶ声が寄せられ、地域経済の活性化に寄与しています。また、工事を発注する自治体側も、制度導入前よりも事業費が安く抑えられるケースがあり、一挙両得となっています。

中小企業の経営を支援し、地域経済の活性化を図るための一つの施策として、この制度の導入を提案いたします。町の考えをお示してください。

谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

総務部長、中口守可君。

中口総務部長 中原議員の入札制度についてということでお答えいたします。

現在、行っています入札制度につきましては、岬町契約規則第2条の定義によりますと、競争入札等とは、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約による見積合わせがございます。本町が行う競争入札等に参加しようとする者は、同契約規則第5条により、入札参加資格審査申請を行う必要がございます。この入札参加資格申請書を審査し、入札参加資格を有すると認められた有資格者が競争入札等に参加することとなります。

この有資格者の建設工事等の登録による有効期限は、町内及び準町内業者におきましては1年間、町外業者につきましては2年間ということになっており、平成21年度登録による建設工事等では527者がございますが、そのうち町内及び準町内業者が36者、町外業者が491者と

なっておりますのでございます。

なお、物品登録業者では、町内外合わせまして548者という状況で、登録の有効期限は2年間ということになっております。

こうした中、本町における今年度の建設工事等の年間発注予定件数は、情報公開コーナーにも開示しておりますように、12件でございます、平成20年度の22件と比べますと、かなり減少している状況でございます。

工事等の発注形態は、国におきましては一般競争入札を推奨しているところでございますが、本町につきましては、議員ご指摘の地元業者といっても中小企業の業者がほとんどでございますが、その地元業者育成の観点から、町内業者の優先指名による指名競争入札及び随意契約としておるところでございます。

ところが、発注物件数が少ないこともあり、町内及び準町内登録業者が均等にすべてのその町内業者が受注できていないという状況もございます。そこで、議員ご提案の小規模工事等希望者登録制度の導入につきましては、議員も先ほど言われましたように平成21年4月10日現在で、46都道府県、411の自治体の実施しており、大阪府下においては7自治体の実施して、近隣では和歌山市が、奈良県では広陵町が取り組んでおるところでございます。

当登録制度は、入札参加資格のない中小業者を登録し、自治体が発注する小規模で内容が軽易な工事、修繕等の範囲及び契約の上限額並びに希望業種を定めるなど、受注機会を拡大する制度でございます。今日の景気悪化のもとで困難を強いられている中小業者の経営を支援し、地域経済の活性化を図るためにも、当制度の導入を検討すべきである旨、趣旨としては十分理解しているところでございます。

しかし、先ほどご説明させていただきましたように、当町においての入札制度の前提条件としまして、競争入札等に参加しようとする者は、あらかじめ入札参加資格審査申請を行う必要があり、反面、当登録制度においては、入札参加資格のない中小業者の登録申請を行うなど、それが小規模工事であっても、その契約相手の履行能力の確認や契約の安全性を図る必要がございます。

履行の確保や関係法令の遵守、施工後の責任体制等について、建設業等の許可を得ていない業者への発注にささか不安はございます。議員ご提案の小規模工事等希望者登録制度の導入につきましては、拙速には導入できないものと考えておりますが、実施済みの自治体もあり、今後、勉強してまいることはやぶさかではないというふうに考えております。その点ご理解願いたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 今お答えいただいたとおりであります。入札に参加しようという者については、入札願を出して資格審査申請を通らないといけないということで、これを出すにはさまざまな書類の提出が必要で、一定の力のある業者にしか、実際には参加することができないということでもありますので、今後、研究すると今おっしゃっておられましたので、今後よく検討しながら進めていただきたいということをご要望しておきたいと思います。

岬町の場合は、先ほど答弁でいただいたとおり、発注数自体が少ないということで、その点については財政面での困難を強いられている、町自体が財政的な難しさがありますので、そこはよく検討されながら進めていただきたいと思いますけれども、例えば町内の施設なんかでいきますと、非常にどこの施設も老朽化が進んでいるという状況でありますから、軽易なもの、修繕等で数十万円程度で済むような修繕についても、これからも生まれてくるであろうというふうに考えられますので、今後、軽易なものについて検討していただきたいと。入札資格のない中小業者の皆さんに対しても門戸を開いていくということについて、研究をして検討していただきたいというご要望を申し上げておきたいと思います。1件目の件については以上で結構です。

次に、就学援助について質問をいたします。

貧困と格差が広がる中、子どもの教育環境にまで、その影響が及んでいます。親の貧困がその子どもに暗い影を落としています。親が倒産やリストラなどによって、経済状況が一気に悪化する家庭もあります。

経済的理由によって就学が困難と認められる子どもに対して行われているのが就学援助です。義務教育の無償化が定められている憲法26条や学校教育法などの法律に基づいて設けられており、学校給食や学用品、修学旅行費などを援助するというものです。生活保護法の教育扶助受給者と、それに準ずる程度に困窮している小・中学生が対象になっており、今、就学援助は子どもたちの学ぶ権利を支える命綱となっています。

これからの質問で岬町の子どもたちとその親の実態をつかみ、何が求められているのか、ご一緒に考えていきたいと思います。

まず、はじめにお聞きします。就学援助を受けている小学校の児童数と中学校の生徒数をお聞きします。

小学校、中学校別に受給者数と受給率をわかる範囲で結構ですので、過去からさかのぼってお示しいただきたいと思います。

谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

古谷教育部長 中原議員のご質問にお答えしていきたいというふうに思います。

まず最初のご質問は、就学援助の状況ということでございまして、手元にも資料ございますけれども、全部が全部、数字を言うと長くなりますので、対象者、これは要保護と準要保護を合わせた数字でいきたいなと。児童数、生徒数に分けて言います。年度は15年度、それと18年度、19年度、20年度という流れで、まず数値をお示ししたいというふうに思います。

まず、小学校児童の就学援助の状況でございますが、人数で15年度が99人、18年度が102人、19年度が99人、20年度は100人でありました。割合で申し上げますと、15年度は10.7%、18年度が11.2%、19年度が10.7%、20年度が10.9%でございます。

次に、中学校生徒でございますが、同じく15年度、まず人数でございますが、61人、18年度が73人、19年度が61人、20年度が65人でございます。割合を申し上げますと、15年度が13.7%、18年度が16.2%、19年度が13.7%、20年度が15.2%でございます。

なお、ご質問にはなかったんですけども、児童・生徒を合わせました就学援助の決算額をちなみに申し上げたいと思います。20年度は決算見込みということでございます。

この就学援助制度の決算額でございますが、15年度が779万3,000円、18年度が1,184万1,000円、19年度が1,086万4,000円、20年度が1,219万5,000円というふうに変動してきておるところでございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 今、数値についてお示しをいただいたところであります。6年前からの数字をお示しいただいたところかと思えますけれども、私のほうで以前お聞きしていた数値もあわせて見ますと、一番古い資料でいきますと、2000年度、平成で言うと12年に当たりますけれども、このときで小学校で50人、受給率は4.8%、中学校では51人、受給率は8.7%ということでありました。そこから今お聞きした中で最新の数値、平成20年度の数値を比較してみた場合、小学校でいきますと、人数で50人がちょうど倍の100人になっていると。それから、中学校では51人が65人ということで、これは数字で言うと倍とはいきませんけれども、受給率でいきますと8.7%が15.2%ということになりますので、これも受給率でいきますと倍近いということになるかなというふうに思います。2000年度から比べたところでも、かなり人数も受給率も増加傾向にあるというのが実情かなというふうに思います。

今、受給者についての数値、また受給率についてお示されたところでありますが、途中で町の基準を変更した時期があります。いつの時期であったか、また基準をどう変更されたのか、そ

のことによって、所得限度額はどのように縮小されたのか、具体的にお示しいただきたいと思
います。

谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

古谷教育部長 お答えいたします。

就学援助対象者の認定に係ります所得限度額については、平成19年度に見直しを行っており
ます。それまでは、国基準の1.2倍ということで拡大してやっておったわけですが、
この19年度に見直しを行いまして、国基準並み1.0倍ということの見直しをしております。

内容でございますけど、制度的にはそういうものなんですけれども、その所得限度額、具体的
な数字、申し上げますと、一般的な標準家庭、これは夫婦と小学生の子どもさんが2人いるとい
うような4人家族を想定して国基準並みで試算しますと所得金額で約258万円程度になります。
これが現在の基準でございますけれども、これを国基準の1.2倍という考え方をしますと所得
金額で約310万円程度になると。その差は約52万円と、このような制度改正を行ってきた経
緯がございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 平成19年度、2007年度であります、この時期に町独自の基準を見直した
と。それまで1.2倍ということで国の基準よりも手厚く町独自に努力していたその点を、国基
準と同等の1.0倍に引き下げたということが示されたところであります。

金額についても示されたところでありまして、この金額については所得制限は家族構成等によ
って変わりますので一概には言えませんが、わかりやすいように4人の家族という形でお
示しをいただいたところです。両親と子ども2人、2人とも小学生であった場合で、以前の1.
2倍から1.0倍に引き下げられた場合、どのようになるかということをお示しいただきました。

以前の基準であります、所得限度額については約310万円であったと。それが現在、国基
準の1.0倍にしたところ、約260万円程度ということになりますので、その差は約50万円
であるということになります。

この50万円の差の中にある家庭は切り捨てられているということになるかと思えます。以
前の1.2倍で努力しておられたところかと思えますけれども、この基準であったとしても、例
えば4人の家族で所得限度額310万円、その金額で生活をしている家庭がどんな状況にあるの
かは、想像にかたくないと思えます。これをさらに50万円も削るとは、そのときどのような判
断をしたのか非常に理解に苦しむと。それ以上に許せないという思いであります。その当時、な
ぜ就学援助を縮小するという判断をしたのか、ご答弁を願います。

谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

古谷教育部長 お答えをいたします。

まず、議員冒頭のご質問のはじめにもありましたように、日本国憲法では第26条におきまして、すべて国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有するという規定がございます。また、学校教育法におきまして第19条におきまして、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童、または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないということで、この就学援助制度が岬町の必須事業というふうになっておるという前提がございます。

ただし、教育基本法の第5条のほうでは、国、地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、またその水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力のもと、その実施に責任を負うというところがございます。国と地方の役割分担と相互の協力のもと、この制度が堅持され、成り立ってきておるという基本的な認識のもとに、お答えさせていただきたいなというふうに思います。

この準要保護世帯の就学援助制度につきましては、平成17年度に国庫補助が廃止されております。それまでは、国庫補助に基づいて市町村がやっておったんですけれども、廃止後は各市町村が国の財政措置、いわゆる地方交付税措置でございますが、これを踏まえて独自に実施することになったということでございます。17年度以降、全国的にも聞き及んでいるところでございますが、各市町村での財政の悪化に伴いまして、当町のように所得基準限度額の引き下げ、あるいは受給内容の見直しを行うところが出てきておるというところでございます。

家計のほうも非常に格差が広がっているというご指摘ございましたが、自治体のほうも、この財政の格差というものが直撃しているところでございまして、そういうところを踏まえまして、19年度からは国の基準の1.2倍というのを見直して、国基準並みに見直さざるを得なかったというような状況やと聞き及んでいるところでございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 今お答えをいただきましたが、当時の判断では、自治体の財政格差と見直しをせざるを得なかったという答弁でありました。端的に言えば、岬町が財政的に乏しいということであらうかと思えます。

古谷部長がお答えになったとおり、平成17年、2005年度の時点から、各自治体で就学援助についての縮小が確かに進んでいるというのが実情でもあります。就学援助については、自治体で基準を設けているために、市町村によって基準が違うというのはご承知のとおりであります。そのために、岬町のように財政力の乏しいまちでは、独自での手厚い援助が行えないというお答

えであったかと思えます。

そのことによって、この分野においても自治体間の格差が生まれています。住んでいる市町村によって教育環境が違うということでは、教育の機会均等にもかかわる問題となっておりまいます。先ほど古谷部長が、国と地方の役割分担、協力ということをお答えいただきましたけれども、本来であれば、国がきちんと責任を持つ分野であるというふうに考えておりますが、この分野においても、国が三位一体の改革の名で先ほどお示したとおり、2005年度から国庫補助を廃止して一般財源化されています。このことを契機に、多くの自治体で就学援助の基準を縮小している。岬町でも現に縮小が行われたというところであります。

しかしながら、国が制度を縮小したからといって、国に足並みをそろえて基準を縮小することは、するべきではないというふうに考えます。一般財源化されて国が責任を持たなくなったとしても、この制度を守り、さらに拡充するのが町の役割ではないのでしょうか。

改めてお聞きしたいと思います。最低限、2007年度から縮小された0.2倍という基準をもとに戻すべきではないでしょうか。お答えください。

谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

古谷教育部長 お答えいたします。

就学援助制度につきましては、この昨今の厳しい地域経済の情勢も踏まえまして、確実にこの町の義務を果たしていくことが非常に重要であるというふうに考えております。制度の拡大あるいは充実というご質問でございますけれども、これは確かに私も大変理想的な形でございますし、担当者としては、そのような方向でなるべく努力したいなというふうに考えております。

しかしながら、午前中の一般質問の中にもありましたように、本町のこの危機的な財政状況は、それを許していただけないというような非常に厳しい状況やなというふうに考えております。また、議員からもご指摘がありましたように、教育基本法の規定でございますように、国と地方公共団体が適切な役割分担と相互の協力のもと、その実施について責任を負うという、この法律の規定もございますので、この際、国あるいは大阪府に対して、やはり財政的な裏づけを要請はしていきたいなというふうに考えております。

やはり、具体的な財源がないと、この制度の拡充とか充実というのは理想に終わってしまうというふうに考えております。今後、機会をとらまえまして、国また大阪府に対して制度充実に向けた財政支援を要望していきたいというふうに考えております。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 古谷部長のほうから、担当として努力をしたいということをお答えあったところ

であります。また、国や府への要望もしていきたいという言葉もいただきましたので、それについてはしっかり努力をしていただきたいというふうに思います。

今ご答弁のあった中で、適切な役割分担と協力ということが言われましたけれども、国からすると、適切な役割分担と協力というのは、国が払うお金をなるべくカットして地方に出さんと。おまえらの責任やないかと押しつけるための口実といいますか、そういうものではないかなというふうに思いますので、適切な役割分担と協力が何であるのか。岬町のように財政力の乏しい自治体はほかにもたくさんあるわけで、そこをどう補っていくのか、それが都道府県や国の役割であるというふうに考えますので、その点については、そういう認識を持って国や府への要望をしていっていただきたいと思います。

むしろ、そういう認識がなければ、向こうにうまく言いくるめられてしまうといえますかね、やっぱり立ち位置をきちっと明確にした上で要望をしていくということがなければ、住民の皆さんにとって一番身近な岬町が住民の暮らし、子どもたちの教育環境を守れないということになっていきますので、その点については重々申し上げておきたいと思います。

この点については、町独自としても努力すると同時に、国や府への要望も強めていただきたいということで求めておきたいと思います。

さらに、運用面で努力すべき点があると考えますので、その点について質問をしたいと思います。

どういった点かといえますと、それは、この制度の周知がまだ不十分ではないかという点であります。

現在、学校からすべての児童・生徒に対して就学援助の申請についてのお知らせが配られています。それは大変結構なことであるというふうに考えていまして、今後も続けていくべきことであらうというふうに考えております。

しかしながら、必要な家庭に十分周知ができていない例もあると聞いています。そのようなことについて、教育委員会のほうで何かお耳に入っていることがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

古谷教育部長 お答えいたします。

まず、前段のほう、要望活動なり町独自の努力については、今後も真摯に検討し、またやっていきたいなというふうに思っております。

まだ、文部科学省のほうからは特段の通知もございませんが、ニュース等によりますと、国の

ほうにおきましても最近の景気後退や自治体財政の悪化を踏まえて、いろいろこの就学援助制度について全国的な調査を行ってきておりまして、現在、集積、分析作業を進めておるというニュースは耳に入ってきております。そういう中で、国のほうも縮小せざるを得ない自治体の現状とかを把握した上で、市町村教育委員会への財政措置あるいは財政援助というような検討をしたいというような考えも出てきているかのように聞いていますので、その辺、国の動向、また大阪府の動向を踏まえて、要望活動をしていきたいというふうに考えております。

それから運用面で、周知でございますが、すべてのお子さんに文書でお渡しして、各家庭に行っているものと考えておりますが、私のほうには周知不足やという声がちょっとまだ耳に入ってきてない、接していないというところでございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 周知についてですけれども、部長の耳にはまだ入ってきていないという状況であるというお答えでありました。私のところにも、そんなにたくさん入ってきているということではありませんけれども、例えば家庭訪問とか懇談とか、この就学援助については春の時期にお知らせを配るわけで、それを受け取った時期に家庭訪問等が行われていますので、その際に直接、教員のほうから経済的に不安があるのではないかと思われる家庭については、この制度を失礼ながらということで紹介をしていっているという例も聞いております。その際に、こういう制度もありますよということをお知らせしたら、そのときに初めてこの制度について知って、申請をしたということがあったというふうに聞いています。

家庭によっては、生活を成り立たせるために親が必死で働いていて、学校のお知らせなどに目を通す余裕もないというふうに見受けられる家庭があると教員のほうからも聞いています。この点について、周知については教育現場ともよく連携をとりながら、さらなる制度の周知徹底を図るように努力が必要だと考えます。周知の徹底については行政の側で責任を持つべき分野でありますから、その点について、今以上の努力や工夫をご検討いただきたいと思います。その点について、いかが考えられますか。

谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

古谷教育部長 周知について、貴重なニュースをいただいたなというように思っております。確かに、家庭訪問等で面談あるいはマン・ツー・マンという形で情報をお伝えしなければ、なかなか家庭のほうで、制度があるんやということを把握できない家庭もあるかなというふうに思いますので、校園長会、また教頭会を通じて、家庭訪問のやり方、あり方について打ち合わせを進めていきたいなというふうに思います。

学校の校長先生等のお話を聞きましても、小学校の就学援助の対象者が10.9%という数字が出ておりまして、10軒に1軒は、この就学援助の制度を利用しているということでございます。学校の先生とお話ししても、最近非常に苦しい家庭が多いんやという認識はしております。家庭訪問の際にも、そういうことが失礼に当たらない程度で情報としてお伝えできるよう、努力はしていきたいというふうに考えております。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 部長のほうでも、一定の部分で今の小・中学生のいる家庭の状況、校園長会等でお聞きしているところかと思えます。

今、部長がおっしゃられたとおり、小学校では10人に1人と、中学校では6人に1人ぐらいの割合になるかと思いますが、そういう高い割合で就学援助を受給している子どもたちがいる。また、その家庭があるということでもありますので、周知についても今後、より一層、工夫もしていただき、努力も重ねていただきたいと、そのことを重ねて申し上げて質問を終わります。

以上です。

谷本 貢議長 中原 晶君の質問が終わりました。

次に、川端啓子君。

川端啓子議員 ただいま議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。質問については、通告どおり一問一答方式でさせていただきます。

最初に、子育て支援施策について質問します。

一時保育実施に向けての進捗状況についてですが、一時保育の実施については、岬町次世代育成支援行動計画の中に以下の事項にて明記されております。

一時保育について、専業主婦家庭等の育児疲れの解消、急病や断続的勤務、短時間勤務等の勤務形態の多様化に伴い、保育所において一時的な保育を行う。取り組みの方法としては、計画期間内において、1、保育所での実施に向け検討します。また、この行動計画が平成17年度を初年度とする5年間の行動計画であること、現実には実施を待ち焦がれるニーズもあることから、昨年12月議会における一般質問、また本年3月議会における会派代表質問で一時保育の早期実施について尋ねた経緯があります。

また、そのときに計画どおり21年度から実施します、秋ごろには実施できるよう準備を進めますとの答弁もいただいております。この前向きな答弁をいただいているということもあって、いつから始まるのと待ち焦がれる問い合わせの声がよくあります。この一時保育実施に向けてのニーズがより一層高くなっていると感じております。実施に向けての具体的な進捗状況について

お尋ねします。

また、本年度、国における保育対策等促進事業の交付要綱が変更されておりますが、それらも踏まえて、具体的にどのように検討しているのかお尋ねいたします。

次に、出前保育の拡充についてですが、本年より出前保育事業が実施され、非常に好評を得ているとの声があります。現在、望海坂1カ所で開催されておりますが、岬町は広大な範囲なので実施場所をふやしてほしい、特に多奈川地域では乳幼児を抱える人が点在しているので、できれば多奈川校区内で実施できないのかとの声もあります。

行政で把握している現状はどうでしょうか。また、今後への課題については、どのように検討されているのでしょうか、お尋ねします。

以上の子育て支援施策についての答弁をお願いします。

谷本 貢議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 川端議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の一時保育事業の進捗状況であります。

ことしの3月の定例議会におきまして、川端議員より、一時保育の早期実施についてのご質問をいただき、本町としましては保育所等の資源を活用する方向で、ことしの秋ごろに一時保育事業を試行として実施できるように準備を進めていく旨の回答をさせていただいたところでございます。

その後、現場の保育士を交え、保育所を活用した形での一時保育事業について、さまざまな面から検討しましたが、淡輪保育所並びに深日保育所ともに、現状では一時保育のための教室の余裕がなく、保育所での実施は難しいと判断し、現在は子育て支援センターで一時保育を実施するという位置づけで、一時保育事業の実施に向けて準備を進めているところでございます。

こちらの予定としては、遅くとも9月までには一時保育事業試行のための要綱を制定したいと考えており、現在、要綱制定に向けて、利用定員、利用時間、利用者の負担額等の細部について、近隣市町の状況を参考にしながら子育て支援課と子育て支援センターと共同で検討を行っているところでございます。

また、実際に利用できる時期ですけれども、こちらの予定としましては、岬だよりの10月号ぐらいで一時保育事業のPRを開始し、スタートとしては、一番早い時期でも10月の中旬ぐらいにはスタートできるように準備を進めてまいりたいと考えております。

それから、2点目の出前保育であります。

出前保育につきましては、まず子育て支援センターがオープンして3年がたっており、全体の

利用者はオープン時の半年間しかやっていませんけれども、2,300人、それから4,200人、それから6,800人と利用者の数も順次ふえてきております。

この出前保育事業は、出発点は保健センターのほうで、ほのぼのクラブというものを保健センターにおいて月2回やっているんですけども、望海坂の自治区において子どもの数が多いということ、それから、この望海坂の出生数そのものが増加していること、また健診時に来られている子育て中の若い世代の方々からもやってほしいという要望が多いことから、保健センターとして、この出前保育事業が望海坂において必要という判断のもとに子育て支援センターに要請を行ったところからスタートしたものです。

保健センターでは、先ほど言いましたように、月2回のほのぼのクラブという子育て世代をサポートする事業をやっています。これが去年は43回実施しまして、約240人ぐらいの参加者がありました。平成20年度に、この望海坂への出前保育という形で年度途中から3回実施しましたけれども、3回の延べ参加者が74人に達しています。

このように出前保育のニーズが、やはり望海坂では高かったということ。それから、参加者からの声として、岬町に最近引っ越してきたと。友達もできていなかったけれども、参加してよかった。あるいは、同じくらいの年齢の人と出会ってうれしかったなどの感想がありました。

ことし、平成21年度からは、子育て支援センターの職員体制を1名増強したこともあり、望海坂への出前保育を月1回に定例化することにしました。残念ながら、この月1回の定例化というものも、5月と6月と来年1月につきましては、この予定開催曜日が集会所の他の事業とバッティングしているために現在、年9回という形になっております。実績としましては、4月に第1回目がありまして、14組、28人の参加者がありました。

今後、この出前保育につきましては、保健センターの保育士、栄養士あるいは子育て支援センターの職員、それから保育所の保育士と看護師の三つが協働で、それぞれローテーションを組みまして実施をしていきたいというふうに考えています。

今後も乳幼児期の子育て相談が気軽にできる場所として、あるいは子育て中の親子間の交流を深める場所で、地域での仲間づくりの機会の提供の場として、この出前保育事業の充実には努めてまいりたいと考えているところであります。

また、先ほど川端議員のほうからご提案の多奈川地区における出前保育事業ということですが、先ほど言いました保健センターでの、これは町全体を対象にした月2回のほのぼのクラブですけれども、このほのぼのクラブでの多奈川地区での実績あるいは参加者のニーズも把握しながら、今後、検討してまいりたいと考えています。

以上です。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 ありがとうございます。

一時保育事業の実施については、今、答弁で広報岬だよりに10月号でPRをし、また10月中旬にスタートするように計画を立てているというふうに答弁をいただいたんですけども、本当にこれをスタートするに当たって、まずはスタートなんですけれども、とにかくやはりスタートする限りは子どもの環境を守り、安心できるという整備が大事、それにはやっぱり人員の配置というのが大事と思うんですけども、その点についてはどんなふうに考えておられるのかということをお尋ねしたいことと、あと、出前保育のことなんですけれども、多奈川地域としては保健センターの場所が多奈川の地域にあるとはいえ、さきに言いましたように、なかなか多奈川も点在しているように、保健センターまででも行きにくいという方もいらっしゃるので、できるだけ、もう少し南のほうに下がってということも考えられないのかなということを再度お尋ねしたいと思います。

谷本 貢議長 福祉部長、芦田貴志雄君。

芦田福祉部長 川端議員のご質問にお答えします。

まず、一時保育における人員の配置の問題ですけれども、この問題につきましては、確かに現行の子育て支援センターの職員だけで、この一時保育を新たに事業として追加をするということについては、ちょっと無理があるだろうというふうに考えております。

ただ、これは予算の伴う問題でありますので、今後、庁内部で検討した上で人員が必要だということになれば、再度、議会のほうに提案するという形になるかもしれませんが、今のところは、まだ人員がどの程度のニーズがあって、本当に常時保育士を配置するような状態なのかどうかということも見きわめた上で判断をしてみたいというふうに考えております。

それから、出前保育の問題ですけれども、これは具体的に多奈川地区においては、例えば多奈川小学校の空き教室を利用した形で今、多奈川小学校のほうでさまざまな地域の中に開かれた小学校という形での取り組みがなされております。ここにも、福祉としても学校の中で教育だけではなくて防災の視点もあり福祉の視点もあり、あるいは地区の住民が一つの集う場であるという位置づけもあり、長生会が使うというさまざまな人たちが交流をする場という位置づけでも、非常に重要な試みを行っているところではないかというふうには考えているところです。

ただ、現在、多奈川小学校の出生数の問題と、それから現在、保健センターでやられているほのぼのクラブの参加者が毎月10名程度というような状況、つまり5組程度というような状況に

なっておりまして、これを位置、場所を変えただけで、果たしてそれだけ集まるのかどうかという問題もございます。この点については、地域のニーズなりをしっかりと把握した上で検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 もうこれについては要望ということにしておきますけれども、やはり一時保育についても、できるだけ速やかに本当に喜んでもらえるように進めるようにして欲しいなということと、あと、出前保育についてはニーズを把握してということですので、細かく把握していただけるように要望しておきます。

次に、読書運動の推進について質問させていただきます。

子ども読書活動推進計画の策定についてですが、平成13年12月に、子どもの読書活動の取り組みを進めるため、子どもの読書活動の推進に関する法律が施行されております。それに伴って、子ども読書活動の推進に関する基本的な計画が閣議決定され、各自治体においては、これに基づく推進計画の策定が求められております。

この推進計画の策定については、努力義務とはいえ、大阪府42市町村の中で大半の自治体が既に策定を終えておると聞いております。子どもたちや保護者に対する読書機会の提供、乳幼児から小・中学生などに対する最適な本の紹介、ニーズに対する専門家としての助言など、あらゆる機会、あらゆる場所において自主的な読書活動が行えるようなさまざまな環境が整備できるよう、推進計画が策定されております。

読書が子どもの感性や創造力を養い、子どもの人生に豊かさを増し、ひいては生きる力をつける。そのことを考えると、読書活動を推進する環境づくりが非常に重要であります。

また、岬中学校のラーニングセンターは、遠くから視察に来られるぐらい充実していると聞いておりますが、乳幼児期、小学校と本に親しむ環境にいてこそ、中学校に入り、このラーニングセンターが活かされてくると思います。それらもかんがみて、岬町の将来を見据え、子ども読書活動推進計画を策定すべきと思います。

また、推進計画策定に当たっては、家庭に対して、家庭で読書環境を整え、大人も読書に親しむ、学校図書館の蔵書の整備、また学校、幼稚園、保育園における一斉読書や読み聞かせの実施、絵本が読みたくなる環境づくり、地域ごとのボランティアの組織化、ネットワーク化、お話し会や絵本の展示会といった広報啓発活動の実施など、さまざまな取り組みが推進できるよう考えて計画を策定すべきと思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

古谷教育部長 お答えいたします。

子ども読書活動推進計画の策定についてご質問をいただきました。ご指摘いただきましたように、平成13年に子ども読書活動の推進に関する法律が制定されております。背景といたしましては、我が国では、近ごろの子どもは本を読まなくなったと言われて、子どもの読書離れが問題となっております。このような現状を踏まえて、既に平成13年にこの法律が制定されておるところでございます。

同法の基本理念を簡単に紹介させていただくと、議員のご質問にもありましたように、子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境整備が推進されなければならないというふうに規定されているところでございます。

また、ご指摘ありましたように、この法律の規定に基づきまして、平成14年に国が子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定されたところであります。また、大阪府におきましては、平成15年に大阪府子ども読書活動推進計画を作成済みであります。また、ご指摘いただきましたように、府内、私どもを踏まえた岬町には、この両計画を基本にするということが一つと、地域における子どもたちの読書活動の推進に関する施策について、その計画であるところの市町村子ども読書活動推進計画の策定が求められているという構図になっております。

現在、府内の市町村では、これまで29の市町村で推進計画を策定済みであると聞き及んでいるところでございます。そこで岬町としましては、今年度中に子ども読書活動推進計画の策定に着手してまいりたいと考えておるところでございます。

幸い、岬町には子どもの読書推進活動に非常に積極的で、また熱心なボランティアさんもおられます。そういう恵まれた環境でもございますので、ぜひ、これらの方々にも参画をしていただきまして、乳幼児から本に親しむという環境も整える必要がございますので、具体的には子育て支援センターのメンバー、保健センターのメンバー、保育所、幼稚園、さらには小学校、中学校、そして公民館等の関係者、乳幼児からの環境を整えるということが非常に大事だというふうに考えておりますので、そういう関係者で、手づくりの岬町子ども読書活動推進計画の策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

進め方としましては、各団体や機関におけるまず現状の把握、あるいはまた課題の整理をして、今後の取り組み、連携体制なりを確認して、また中長期的な展望もこの際に定めていきたいなと

いうふうに考えております。折しも岬町総合計画を今年度から策定するというところで着手しておりますので、なるべく早い時期にこの読書活動推進計画も策定して、総合計画の中にも取り入れていただけるような方向で進めたいなというふうに考えているところでございます。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 ありがとうございます。

いろんな方々のご意見を聞いて推進計画を策定してくれるということは本当にありがたいと思います。その中でいろんなご意見が出てくるとは思いますけれども、特に私は思うことをこの場で言わせていただきたいと思うんですけれども、今現在、各小学校の司書教諭、専任の方は三つの各小学校にはいらっしゃらないと思うんですけれども、その辺についても、きちっとこの中でいつまでにはとか明確にしてくれるのかとか、また、先ほど乳幼児から絵本に親しむということもおっしゃって来ていましたけれども、乳幼児にとって豊かな感情を育て、表現力をはぐくむということは非常に大事なことで、ずっと以前にも、ブックスタート事業を提案させていただいて、なかなか予算の関係から、まだ岬町はこの事業はできてないんですけれども、もう進んでいるところはブックスタート事業、また次に小学校入学のときにセカンドブックも始めているところもありますし、こうしたことも計画の中に入れていただけるのか。

また、現在、岬町は図書館がないので、その辺を一体どこに位置づけるのか。ラーニングセンターの位置づけについてはどんなふうにしていくのか。また、そのネットワークはどんなふうを考えているのか。それを今後いろんな形で、いろんな方に集まっていただいて計画策定していく中に定めていくんだらうけれども、今わかっているところでちょっと教えていただきたいなと思います。

谷本 貢議長 教育部長、古谷 清君。

古谷教育部長 計画策定につきましては、私が勝手に考えているところをなかなか申し述べるのは難しいかなと思いますけれども、教育委員会で現在取り組んでいるところでございますけれども、実際に幼稚園では、議員のご指摘にもありましたように、子どものころから本に親しむということが非常に重要やというふうに考えておまして、子どもに本の出会いの楽しさや人に読んでもらうことの楽しさを味わうことができるように毎日、職員が絵本の読み聞かせをしております。

また、小学校では朝の読書や図書の時間というものを設けまして、定期的に読書の時間をとりまして、本に親しむ時間を確保しているところでございます。また中学校は、図書館、ラーニングセンターと呼ばれているものでございまして、図書館司書も配置し、貸出冊数も昨年度では4、

600冊を超えたと。1人当たり年間11冊を超えたという報告も受けております。また、朝の読書活動も7年目に入っているというようなことでございます。

教育委員会としての取り組みは以上のようなことでございますけれども、当然、保健センター、乳幼児期からの絵本の読み聞かせとか、保育所における取り組みでありますとか、またアップル館等における取り組み等いろいろなことがございますので、ただ単に本をふやすということではなしに、子どもさんが実際に本を読む習慣が身について、それが生きる力につながっていくようなものになればいいなというふうに考えております。各部署の具体的な行動、これは短期的にここ一、二年でこういうことをやっていくということも必要でありますし、また中長期的に10年スパン、20年スパンでいろいろな箱物のことも考えていくというようなことも両面いろいろ抱き合わせた上で、検討していただけるようにやっていきたいなというふうには考えております。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 はい、ありがとうございます。

今ここでもっともっと本当に具体的な計画といっても、なかなか無理かと思えます。今から始めることですので。私も、この総務のほうの委員会に入っていたら、また委員会の中でどうなっているのかと質問もできるかと思えますけれども、それも入っていませんので、また次の12月議会ぐらいで、一体その計画内容はどうなっているのかということをもた取り上げて質問させていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

次に、耐震対策についてですが、住宅耐震化の推進について、近年、大規模な地震が各地で発生しており、東南海・南海地震など大地震発生の危機を感じ、耐震化への施策の重大さを感じます。

大阪府では、2006年現在で全体の27%に当たる住宅が耐震性不十分とされており、大阪府は、2015年までに耐震化率を90%に引き上げる目標を定めているとも聞き及んでいます。各自治体では、住宅の耐震診断、また耐震改修に対する補助が実施されており、当町においても耐震診断、また耐震改修に対する補助制度が実施されておりますが、まだまだ日が浅いこともあり、こうした制度があることを知らない方も多いと思えます。周知についてはどのようにされているのでしょうか。

また、近隣自治体においては、耐震化セミナーを開催するなどして周知に力を入れたところ、耐震化に対する住民意識が着実に高まってきているとの声も聞きます。住宅耐震化の推進について、当町の見解をお尋ねいたします。

谷本 貢議長 事業部長、松永英三君。

松永事業部長 住宅の耐震対策についてお答えをいたします。

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を受け、同年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定されたことにより、本町におきましては、地震から建築物の倒壊等の被害を未然に防止し、住民の皆様の生命と財産を守ることを目的として、平成9年9月に岬町既存建築物耐震改修促進実施計画を策定し、同年10月に民間住宅の耐震診断費用に対する補助制度を創設しております。

また、近年は東南海・南海地震などの発生の切迫性が指摘されていることから、平成18年1月に建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正されたことを受け、大阪府では、大阪府住宅・建築物耐震10カ年戦略プランを策定し、議員お示しのとおり、平成27年度までの耐震化の目標を90%と設定し、市町村や関係団体等と連携して住宅の耐震化の促進に取り組むと方針を定めたところでございます。

本町におきましても、国、大阪府との整合を図る観点から、平成20年3月に岬町耐震改修促進計画を策定し、地震による被害想定や耐震化率の目標等の見直しを行い、平成20年度には民間住宅の耐震改修費用に対する補助制度を創設し、住宅の耐震化の促進に取り組んでいるところでございます。

これらの計画の策定や補助制度の創設におきましては、岬だよりに掲載することにより、広く住民の皆様に周知を行ってきたところでございます。

しかしながら、耐震診断に関する窓口や電話による相談等は、年間を通して平均10件程度あるものの、補助事業の利用実績は3件でございます。また、耐震改修につきましては、平成20年度からの実施ということもございますが、同じく1件という状態でございます。

議員お示しのとおり、住宅の耐震化の推進に当たりましては、住民の皆様にその必要性を認識していただき、意識の向上を図ることが重要であると考えております。このために、本町におきましては、住宅の耐震化に関するパンフレット等を窓口に設置し、また昨年度は、町が主催するイベントに大阪府とともに説明コーナーを設置するなど普及啓発に取り組んでいるところでございますが、今後も効果的な啓発活動を行えるよう、大阪府や関係機関との連携を強化し、住宅の耐震化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

谷本 貢議長 川端啓子君。

川端啓子議員 本当に備えあれば憂いなしですし、もし地震が発生してからではもう遅いので、何とか皆さんがこの辺に意識を持ってやってもらえるように、啓発のほうに力を入れていた

だきたいということを要望としまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

谷本 貢議長 川端啓子君の質問が終わりました。

これをもって、一般質問を終わります。

谷本 貢議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、あす6月3日午前10時から会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時14分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年6月2日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 小 川 日 出 夫

議 員 竹 内 邦 博